

令和7年度第2回厚生労働省公共調達中央監視委員会 (第一分科会) 審議概要

開催日及び場所	令和7年10月14日(火) オンライン開催	
委員(敬称略)	第一分科会長	枝松 広朗 あおば公認会計士共同事務所 公認会計士
	委員	遠山 康 遠山康法律事務所 弁護士
審議対象期間	原則として令和7年4月1日～令和7年6月30日の間における調達案件	
抽出案件	8件	(備考)
報告案件	0件	「報告案件」とは、各部局に設置された公共調達審査会で審議された案件について報告を受けたものである。
審議案件	8件	
意見の具申または勧告	なし	
委員からの意見・質問に対する回答等	意見・質問	回 答
	下記のとおり	下記のとおり

【審議案件1】

審議案件名 : 横浜検疫所長浜宿舎解体撤去工事
 資格種別 : 建設工事 - 解体工事 (A又はBランク)
 選定理由 : 一般競争入札を実施している案件中、低入札価格調査を実施しているため。
 発注部局名 : 横浜検疫所
 契約相手方 : 株式会社東輝建設
 予定価格 : 368,390,000円
 契約金額 : 162,800,000円
 落札(契約)率 : 44.2%
 契約締結日 : 令和7年4月1日

(調達の概要)

一般競争入札(総合評価落札方式)を行ったところ、4者の応札があり、株式会社東輝建設が契約の相手方となった。落札率は44.2%であり、低入札価格調査を行った。

意見・質問	回 答
<p>応札した業者の4者全てが低入札価格調査基準額を下回ったということでしょうか。</p>	<p>はい。</p>
<p>この点だけを捉えると、予定価格の設定が必ずしも適切ではなかったのではないかと見受けられますが、部局ではどのように捉えていますか。</p>	<p>今回の宿舎の解体について、金額的に総合評価を行う大きな建設工事であり、仕様設計の際の予定価格の積算には、一般的な建設物価を使用しています。このため、方法としては適切であったと思っています。応札者から提出のあった内訳書を確認すると、各社それぞれ得意な部分を安価にするなど、応札に当たっての努力の結果かと思っています。</p>
<p>落札業者の落札率は低く見えますが、業者による努力の結果以外に、何か要因分析はしていますか。</p>	<p>低入札価格調査において、落札業者は車で10分程度の場所に事業所があり、解体を専門に行っている支店もそこにあるとの説明がありました。そのため、技術者の宿泊費や、運搬などの費用が抑えられるということでした。</p>
<p>本案件は現在も工期中ですが、工事の進捗状況に特に問題は生じていないでしょうか。</p>	<p>はい。毎月1回定例ミーティングを行っており、当初の計画どおり、ほぼ順調に進んでおります。先週から建物の取壊しに入っており、今のところは計画の遅れはありません。</p>
<p>予定価格の設定の際に、単価は一般的な建設物価を採用しているとのことでしたが、建設物価が実勢価格と乖離している部分があるのではないかとこの疑問はお持ちにならなかったでしょうか。 アスベスト除去の部分について、予定価格と落札業者の内訳</p>	<p>アスベスト除去の部分については、落札した株式会社東輝建設が最も安価となっています。アスベストの除去に経験があり慣れていること、取引業者があることにより、価格を抑えられるとのことでした。アスベスト除去の積算については、ほかの業者との意見交換なども踏ま</p>

<p>を比べると、金額に大きな開きがあります。予定価格が適正な価格だったのかという点に関し、科学的な検証をしたのか、過去の実績や実勢価格の調査によって修正は加えなかったのかという疑問がありますが、いかがですか。</p>	<p>えています。 アスベストについては、働く方の安全性を強く重視して、しっかりと担保する必要があると考えています。それなりの防備や人数をかけてもらう必要があります、逆に言うと、余り値切る部分ではないと思っています。</p>
<p>実勢価格の調査について、何か方法はあるのでしょうか。</p>	<p>実勢価格については、数字を出していただいた業者に頼る形になってしまっているところがあり、なかなか難しい部分でもあります。</p>
<p>今回は50%を下回った落札率となり、低入札価格調査が形骸化してしまう可能性もないとは言えないというところで、やはり予定価格は慎重に、そして正確に算定する必要があると思いますが、いかがでしょうか。</p>	<p>アスベストの関係でいうと、施工管理会社から落札業者に対して、防具の付け方などで何度も注意・指導が入りました。それらの注意・指導のおかげで、工事の質が確保されることとなりましたが、低い応札額の場合は一定のリスクが伴うものだと感じました。</p>
<p>技術審査委員会に外部委員を入れることを検討した方がいいと思いますが、外部委員が入っていない理由は何かありますか。</p>	<p>建設工事の総合評価を行うのが今回初めてだったため、本省の関係部局と相談をして委員会に外部委員を入れる方向でしたが、建物の取壊しだけということもあり、内部委員で判断ができるということで、今回は内部委員3名の構成となりました。</p>
<p>調達の適正性を担保するために、技術評価も重要なファクターの1つですので、可能であれば今後は外部委員を入れてはどうでしょうか。</p>	<p>はい、検討させていただきます。</p>
<p>(分科会長の意見) それでは終わります。ありがとうございました。</p>	

【審議案件 2】	
審議案件名	国立療養所多磨全生園総合診療棟新築工事再設計業務
資格種別	建設関係コンサルティング業務（Aランク）
選定理由	一般競争入札を実施している案件中、1者応札であるため。
発注部局名	国立療養所多磨全生園
契約相手方	株式会社山田守建築事務所
予定価格	35,792,900円
契約金額	35,200,000円
落札(契約)率	98.3%
契約締結日	令和7年6月3日

(調達の概要)
 一般競争入札（総合評価落札方式）を行ったところ、1者の応札があり、株式会社山田守建築事務所が契約の相手方となった。落札率は98.3%である。

意見・質問	回答
今回の設計業務について、設計業務そのものの特殊性又は契約内容の特殊性はないという理解でよろしいでしょうか。	はい、どの者でも実施できる業務内容と考えています。
一者応札となった要因分析に、業界が業務過多となっていることが主たる要因ではないかとありましたが、部局としてはこの要因が解消されない限り、今後の同種の調達も一者応札になってしまうざるを得ないと、認識していますか。	はい、そのように考えています。
公告期間を長くする、開札から契約までの期間を長めに取って、準備期間を十分に設けるなど、何らかの工夫の余地はないでしょうか。	業者と話をした際に、なるべく早く調達情報を教えていただきたいとの話がありました。今後、同様の業務を予定している場合は、早めの情報提供を行い、業者の業務予定に組み込んでいただくことが大事だと考えています。
1度目の設計に基づく新築工事で応札者が現れなかったため、今回の再設計に至っているということですね。	はい。1度目の設計に基づき、新築工事の入札を行いました。不調に終わりました。総額の予算の一部が使用できなくなることに伴い、再設計を行うことになりました。
今回の再設計に基づく工事についても応札者が現れなかった場合には、また再々設計ということもあり得るのでしょうか。	再々設計については、現在未定になっています。仮に再々設計となる場合は、予算の関係で関係部署との調整が新たに必要になってきます。
公共調達委員会の事前審査において「公告期間は可能な限り長い期間をとること」とのリクエストに対して、「長い期間とします」と回答しているにも関わらず、ほとんど長くなっていないようです。何か理由があったのでしょうか。	すみません。曜日の関係もあったかと思いますが、本来であれば、もう少し長く取るべきだったと思います。
5月23日と5月29日の2度、入札されていますが、5月23日は不落だったため、2度目を行ったという理解でよろしいですか。	はい。
すぐに再度入札が行われることが多いと思いますが、数日間を要した理由は何かありますか。	1点は部署内の伝達に時間を要したということ、もう1点はすぐに再度入札をしても業者の応札・落札には至らないのではないかということがあり、時間を要したということです。
資料の中に、技術審査の評価委員の1名から技術評価の採点表が提出されなかったとあります。4名であるはずの評価委員が実質3名になってしまったということは、技術審査委員会の規程に抵触しているのではと思いますが、どのように理解すればよろしいでしょうか。手続に不備があったのではという疑問があります。	提出のなかった1名については、出張で不在だったことにより、期限内の提出ができなかったという状況です。規程に抵触しているのではないかとのご指摘については、内部で再度確認をさせていただきます。
期限までに間に合わなかったとしても、参考資料扱いという形にはなりますが、提出していただくようにフォローアップされたらと思います。	はい、承知しました。

(分科会長の意見)

今回の審議内容について、部局に持ち帰っていただき、十分な検討をお願いしたいと思います。ありがとうございました。

【審議案件3】	
審議案件名	: 食器洗浄及び調理等業務委託一式
資格種別	: 役務提供等 (A、B又はCランク)
選定理由	: 一般競争入札を実施している案件中、1者応札であるため。
発注部局名	: 国立療養所多磨全生園
契約相手方	: 株式会社LEOC
予定価格	: 77,506,000円
契約金額	: 77,352,000円
落札(契約)率	: 99.8%
契約締結日	: 令和7年4月1日

(調達の概要)
 一般競争入札(最低価格落札方式)を行ったところ、1者の応札があり、株式会社LEOCが契約の相手方となった。落札率は99.8%である。

意見・質問	回答
一者応札となった要因分析の中に、「官報公告に時間を要してしまった」とありますが、時間を要した理由を教えてください。	官報公告について、掲載のための締切りが段階的に設定されていますが、うまくタイミングが合わなかったことにより、時間を要してしまいました。
業務内容や契約内容に特殊性はないと理解していますが、この点は合っていますか。	はい。
部局が分析しているように、調達時期が年度末ぎりぎりになったことが一者応札の要因だと考えられます。今後同種の調達案件があった場合、この点を改善する余地はありますか。	はい、改善の余地はあると思っています。 ただ、調達委員会で事前審査を受けるため、それに間に合うように仕様書の内容を固めることが求められます。1月時点では、翌年4月以降の調理勤務の体系が固まっておらず、どこまで内部で行うのか、どこから外部に業務委託をするのかという整理が明確になっていないため、なかなか難しい状況ではあります。
仕様書作成の難しさがあるのは分かりましたが、年度末ほどの業者も大変だと思いますので、できるだけ引継ぎに余裕が持てる調達スケジュールになるよう、工夫をしていただければと思います。	はい。
この調達は、毎年度調達しているものですか。	はい、毎年度委託しているもので、委託を始めてから10年以上たっています。
毎回異なる業者が受託しているのですか。	直近3~4年ほどは同じ業者ですが、その前は別の業者でした。仕様書を取りに来た業者数は2者となります。
同種業務の知見や経験があると応札しやすく、そのことを知っている他者は、応札を控えてしまう傾向があると思います。そのような傾向があることは認識していますか。	はい。
できるだけ他者にも入札しやすいような環境作りや、声掛けにご尽力いただければと思います。	はい。
公告日が2月3日で、入札日が3月27日となっており、年度末間際に入札日が設定されています。公告日から入札日までの期間についてご説明願います。	一定の金額以上の調達については、政府調達案件となり、原則として暦日50日間以上の官報公告期間を設ける仕組みになっています。
3月末の入札では、翌年度の事業計画が立てられないため、新たな業者が参入しづらいと思います。毎年度同じような調達があるのであれば、調達の開始を早められないかと思いますが、いかがでしょうか。	退職する職員や、外部へ異動する職員など、翌年度の体制がまだはっきりと見えていない状況で仕様書を作成する難しさはありますが、ご指摘のありました調達の開始時期を早めるという点については、改善の余地はあると思います。
業者からの参考見積りで、人件費の部分で加算率という項目がありますが、どのようなものですか。	社会保険、賞与引当、雇用保険等を考慮したものが加算率で、基本的な給与に掛けて計算するものです。
(分科会長の意見) 調達スケジュールについては再考をお願いし、ご検討いただきたいと思っています。ありがとうございました。	

【審議案件4】	
審議案件名	国立療養所東北新生園浄化槽（2号）修繕工事
資格種別	—
選定理由	公共調達委員会未審査案件であり、随意契約を実施している案件中、随意契約の妥当性等について、確認する必要があるため。
発注部局名	国立療養所東北新生園
契約相手方	株式会社アトマックス
予定価格	8,943,000円
契約金額	8,800,000円
落札(契約)率	98.4%
契約締結日	令和6年12月19日

(調達の概要)
 予算決算及び会計令第102条の4第3項に基づく随意契約を行った。

意見・質問	回答
浄化槽は1号、2号の2つしかないという前提で考えればよろしいでしょうか。	はい。
最初に2号シャフトが破損して、令和6年度中の入札により、修繕工事を予定されていたようですが、2号の調達はいつ頃行う予定でしたか。	当初は、12月末頃の入札公告、1月末頃の開札、1月末から3月31日までの工期を想定しており、令和6年度中に調達する予定でした。
12月末頃の入札公告を予定していたが、その2週間程前の12月13日に1号シャフトのほうも破損して、汚水処理ができない状態となってしまった。このため、緊急の必要により随意契約で調達しなければならなくなった、という時系列でしょうか。	そのとおりです。
予定価格調書の日付は、1号シャフトが破損した日と同じ日付になっていると思います。	はい。
もう1つの1号シャフトのほうも破損してしまったため、2号シャフトの修繕を急がなければということで、予定価格調書の参考となる参考見積りや、予定価格調書を突貫作業で作成したということでしょうか。	はい、以前から入札の予定があり、それに向けて業者と話をしていたため、急ぎで作成していただきました。
今話のあった業者というのは、今回受託した業者ですか。	はい。他の2者にも、同様の話をしていました。
今回受託した随意契約の業者については、1号シャフトが破損してから1週間弱経過して見積書が作成されています。2号シャフトは、緊急随契ではなく通常の調達方法で準備を進めていて、以前から参考見積りの入手等を依頼していたため、今回の業者からも見積書を徴取できたということでしょうか。	はい。
今回の随意契約の相手方は、どのような基準で選ばれたのですか。	見積書を徴取し、最も安価な業者を選定しました。
1号シャフトのほうの修繕は、どのように予定されていますか。	1号シャフトも既に修繕済みです。2号シャフトの後になりますが、緊急の随意契約で修繕しました。
1号シャフトの修繕を受託したのも、今回の随意契約の相手方である株式会社アトマックスですか。	はい。1号シャフトも2号シャフトの修繕も、最終的に同じ業者になりました。
今回の随意契約案件については、500万円以上の概算所要見込額により、公共調達委員会の事前審査が必要だったということは認識されていましたか。	申し訳ありません。認識不足で調達委員会に掛けておらず、指摘されたところです。
また同じような調達案件が次回以降ありましたら、随意契約、一般競争入札について、それぞれの概算所要見込額により事前に審査が必要かということに留意して、手続を進めていただきたいと思います。	はい、承知しました。
今回の案件は緊急随契にも関わらず、3か月以上の履行期間を設定しています。緊急随契という認識からは違和感がありますが、いかがですか。	実際の2号機の工期は約2か月ほどでした。本来、工期を2月末頃までの2か月間程度にするのが妥当だったと思いますが、冬季期間ということもあり、工期が延び

	る可能性もあるといった備えから、3月31日までの3か月間としました。実際は、業者と2月頃に終わりそうだという話はしていましたので、ご指摘のとおり工期の終期をもう少し前倒しするべきだったと思っています。
(分科会長の意見) 今回の審議内容について、部局に持ち帰っていただき、必要な点については、十分な検討をお願いしたいと思います。ありがとうございました。	

【審議案件 5】	
審議案件名	8号館杭撤去及び埋設廃棄物除去等工事一式
資格種別	建設工事 - 建築一式工事又は土木一式工事 (Aランク)
選定理由	一般競争入札を実施している案件中、1者応札であるため。
発注部局名	国立医薬品食品衛生研究所
契約相手方	株式会社鴻池組
予定価格	968,000,000円
契約金額	954,800,000円
落札(契約)率	98.6%
契約締結日	令和7年4月1日

(調達の概要)
 一般競争入札(総合評価落札方式)を行ったところ、1者の応札があり、株式会社鴻池組が契約の相手方となった。落札率は98.6%である。

意見・質問	回答
要因分析を見ると、一者応札になりやすい案件だと思えますが、一者応札となることやむを得なかったとしても、予定価格の適正というのはまた別の問題かと思えます。今回、予定価格を設定するに当たって、予定価格の適正性はどのように検証されたのでしょうか。	予定価格を作るに当たって参考とした見積りがあります。今回の工事の管理業者である設計業者に作ってもらった資料です。別契約で、管理業務及び見積り作成の業務を依頼しています。単価を建築物価という冊子と比較して、大差がなければ正しいという認識で進めています。
資料の能力評価に関して、過去の同種工事の実績について、評価者によって点数のばらつきが見られます。全ての項目について機械的に最高点を付けているのではないかと見受けられる委員もあり、第三者的に見たときに審査になっているのかという疑義を禁じ得ないのですが、どのように捉えていますか。	1名の委員とその他の委員で認識の相違があったのかと思えます。委員会の中での進行の話のため、その場で止めることができたかというのは少し厳しいところですが、今後は進行の際に、このような資料があるのでこの項目は0点にしますなど、司会から言うのが正しいのであれば、そのように進めたいと思えます。
客観的な事実に関する部分については、可能な範囲で、認識に相違が生じないようにするという問題意識を持っていただければと思います。	はい。
総合評価落札方式ですので、最終結論を出すためには、技術点と価格点を合計した総合点が最も高い者が落札者になります。その資料が今回の開札調書に添付されていないようです。	申し訳ありません。今回の資料には添付していませんが、別の資料で点数は出ております。一者応札で、予定価格の範囲内だったため、入札のあった業者が落札しました。次回以降、同様のものがあれば、総合点などの資料も添付いたします。
一者応札ということですが、調達委員会の事前審査で「幅広く声かけを行う」という条件への対応について、実際はどうでしたか。	4者ほどに声かけをして、仕様書の手交まで至ったのは2者でした。その他の2者は、職人の確保が間に合わないなどの理由で、仕様書の手交まで至りませんでした。
予定価格の積算について、直近の建築物価の単価も活用しているとのことですが、建築物価が本当に実勢価格を反映されたものかという点はいかがでしょう。様々な案件を見ていて、高い価格が設定されているケースが散見されるため、建築物価をそのまま鵜呑みにしていいのかという点が気になります。	積算に当たって、業者から設計書類で参考見積りももらっていますが、積算資料と物価資料を比べて、なるべく安いほうで積算するようにしています。物価資料のほうが高いにも関わらず、鵜呑みにして使うということはありません。
実際に過去の実績などと照らし合わせて検証するのも一つの方法だと思います。	はい。
非常に高い落札率になっていますが、何か改善点はないでしょうか。	新たなご指示もいただいたため、現時点では、今後、より精査してまいりますとしか言えないですが、努力をしていきたいと思えます。
最後に、技術評価の評価シートについて、合計点の欄をこのシートの中に入れたらいかがでしょうか。	はい、今後は入れるようにします。
(分科会長の意見) それでは、以上です。ありがとうございました。	

【審議案件 6】	
審議案件名	医薬品及び医療機器の費用対効果評価のためのQOL値測定と尺度開発に関する委託調査業務
資格種別	役務の提供等（A、B又はCランク）
選定理由	一般競争入札を実施している案件中、1者応札であるため。
発注部局名	国立保健医療科学院
契約相手方	株式会社インテージヘルスケア
予定価格	203,651,736円
契約金額	196,900,000円
落札(契約)率	96.7%
契約締結日	令和7年4月30日

(調達の概要)
 一般競争入札（最低価格落札方式）を行ったところ、1者の応札があり、株式会社インテージヘルスケアが契約の相手方となった。落札率は96.7%である。

意見・質問	回答
<p>一者応札になった要因分析で、「アジア各国において患者の健康状態について数々の調査を行い、また多くの方を対象とした大規模な調査であることから、現状では株式会社インテージヘルスケアしか行えない」とあります。</p> <p>調査対象者も多く、調査の種類も大規模だということは分かりますが、なぜこの業者しか対応できないのか分かりません。規模の問題か、他にも問題があるのか、一者応札とならないために工夫する余地の有無と、なぜこの業者しか対応できないのかという点について、もう少し具体的なことを教えてください。</p>	<p>規模の部分もありますが、現地に赴いて調査を行うこともあるため、言語的に精通している方も必要になってきます。加えて、医療関係の尺度開発になるため、ある程度の医療関係分野にも精通している人材が必要になり、そのような人材を集められるところが、現状では株式会社インテージヘルスケアしかないような状況だと考えられます。</p>
<p>アジア各国における語学能力や、医学的な知見、規模の大きさなどから、株式会社インテージヘルスケアしか今のところ対応できないとなると、仮に今から近接した時期に同様の業務内容の調達を行う場合は、一者応札になりやすいことが現時点では避けようがないということでしょうか。</p>	<p>もしかしたら他に対応できる業者がいるかもしれないと考えて、準備期間を設けられるようになるべく早い段階で入札公告を出すことや、積極的な声掛けは行っています。</p>
<p>語学能力があり、かつ医学的な知見を持つ方が必要となると、公告期間や準備期間を長くしても、特に準備期間は年単位で想定しないと余り功を奏さないのではないかと思いますがいかがでしょうか。</p>	<p>ご指摘のとおり、根本的に入札参加が増えるような方法ではないと思っています。場合によっては、価格交渉を前提とした随意契約という選択肢も視野に入れていかないといけないかと考えております。</p>
<p>随意契約の可能性も視野に入れて、どのような調達方法が適切なのか、幅広くご検討いただければと思います。</p>	<p>はい。</p>
<p>調査国は中国・インドネシア・マレーシア・フィリピンとなっていますが、資料中の「対面調査実査」の内容について教えてください。</p>	<p>医療経済評価で用いられるQOL値を測定するために、タイムトレードオフ調査というものを500人対象に2パターン実施するというもので、日本での調査を予定しているものになります。タイムトレードオフの調査については、インターネットを経由した調査は極めて困難であり、東京あるいは関東近郊に回答者を集めて、調査を行うものとなります。</p>
<p>業者から提出のあった積算明細書と、担当部局が作成している予定価格の積算書では、項目の分類方法が異なりますが、統一する必要はないのでしょうか。</p>	<p>項目の分類方法は異なりますが、必要な内容を網羅して、物価資料の単価を使用するなどしており、必ずしも一致させる必要はないと考えています。</p>
<p>(分科会長の意見) これで審議のほうは終了させていただきます。ありがとうございました。</p>	

【審議案件 7】

審議案件名 : 英独における医療技術評価・費用対効果評価の実態調査
資格種別 : -
選定理由 : 随意契約を実施している案件中、新規であり、随意契約の妥当性等について、確認する必要があるため。
発注部局名 : 国立保健医療科学院
契約相手方 : I Q V I A社
予定価格 : 74,934,150円
契約金額 : 74,934,150円
落札(契約)率 : 100.0%
契約締結日 : 令和7年5月2日

(調達の概要)

会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3号に基づく随意契約を行った。

意見・質問	回 答
他に実施できる業者がないことによる随意契約で、落札率が100%になっていますが、価格交渉は行ったのでしょうか。	価格交渉を行いました。価格交渉をした後の金額で予定価格を立てているため、100%になっている次第です。価格交渉によって、数百万円単位の値引きを実現しています。
契約の金額は円ですか、それともドルですか。	ドルで契約して、円で払うこととなります。
為替レートは1ドル150円となっているようですが、実際には振込日によって為替レートが変わるのと思います。1ドル150円の予約レートで固定しているのでしょうか。	はい。国側の支出官事務規程という規程により、1ドル150円で計算するようになっています。
いつからいつまでの取引についてはこのレートということになっているのですか。	令和7年4月1日から令和8年3月31日まで、年度単位の取扱いとなります。
中間物の納入が必要になっているということで、履行期間は半年以上と非常に長いです。中間物の納入が、ドイツとイギリスで異なった期間で出してほしいというリクエストをしていますが、理由を教えてください。	データ形式、あるいはデータに盛り込まれている項目等が適切に整備されているか、ひとまず格納してその後は年度末に向けてフルにデータの整理をしておくという趣旨で、途中で納品物を頂けるようお願いしました。
条件に適合したデータが準備されているかを事前にチェックしたいということですね。	はい。
現在は中間物の納入後のタイミングになりますので、I Q V I A社のデータが、既にデータベースの中にあるという理解で合っていますか。	はい、そのとおりです。
納入に関連して、半年以上の履行期間を設けているのは、どのような理由ですか。	I Q V I A社のデータについては、既にあるデータのため短時間で出てきますが、各国の実際の薬価のようなものについては手作業で調べる必要があります、非常に時間がかかるということで、このような設定になっています。
(分科会長の意見) 今回の審議内容について、何か考え方、まとめなければいけない事項がありましたら、部局のほうに持ち帰っていただいて、いろいろ検討していただきたいと思います。ありがとうございました。	

【審議案件 8】	
審議案件名	九州厚生局執務室移転に伴う什器等運搬設置業務
資格種別	役務の提供等（B、C又はDランク）
選定理由	一般競争入札を実施している案件中、低入札価格調査を実施しているため。
発注部局名	九州厚生局
契約相手方	福岡センコー運輸株式会社
予定価格	16,235,065円
契約金額	3,918,750円
落札(契約)率	24.1%
契約締結日	令和7年6月24日

(調達の概要)
 一般競争入札（最低価格落札方式）を行ったところ、5者の応札があり、福岡センコー運輸株式会社が契約の相手方となった。落札率は24.1%である。

意見・質問	回 答
予定価格と落札金額に乖離が生じた要因はどこにあると分析していますか。	<p>予定価格の算出に関し、仕様書上、当局の関係課に配布する移転のマニュアル作成や事務作業や、物を運ぶだけではなく、パーティションなど書庫の解体及び再組立てという作業もありましたので、事務用備品の知識を有する事務機器事業者といった業者から徴取した見積書を参考にして、予定価格を立てました。</p> <p>ただ、入札結果を見ると、事務機器事業者だけでなく、運送業者も入札に参加しました。運送業者の参加は当局としても予想していませんでした。運送業者の参入によって、人件費や車両費などの費用が大きく抑えられた点が要因で、予定価格と落札価格に乖離が生まれたと分析しております。</p>
応札金額が比較的予定価格に近い業者と、大きく下回る業者の2つに分かれています。ご説明にあったような業種の違いということでしょうか。	はい、そのとおりです。
業者が参考見積りを提出する際の金額と、実際に応札する際の金額で差があることは、間々見受けられることだと思います。部局で独自に積算することができるのであれば、独自に積算して見積金額を更に検証するという手順を踏むといいと思うのですが、一般論としてこのような考えは成り立ちますか。	はい、成り立つと思います。
独自の積算は難しかったのでしょうか。	執務室の移転が頻繁に行われるものではないため、同様の調達実績が多くないことが1つの要因としてあります。実際の個数や必要な時間数、作業員数について、独自で算出するのはなかなか難しいところがあり、参考見積りをベースに予定価格を算出したという状況です。
今後、同様の調達が発生した際には、事務機器事業者だけではなく、運送業者にも参考見積りの提供を依頼するなどという工夫は考えられますか。	はい、今後同様の案件が発生した場合は、まずは運送業者に仕様書の内容が実際に履行可能かという点を問い合わせることからなると思います。履行が可能ということであれば、運送業者からも参考見積りを複数徴取してその内容も踏まえて予定価格を作ることで、今回ほどの乖離は生まれないのではないかと考えます。
是非そのような工夫をお願いしたいと思います。まだ契約期間中だと思いますが、業務は滞りなく進んでいるのでしょうか。	移転作業等、その後のレイアウトの提出なども含めて、9月末をもって全業務履行済みです。
予定価格と落札価格に大きな開きが出た理由として、運送業者が入札に参加してきたというご説明がありましたが、本案件のような引越し案件を、運送業者が行うというのは一般的のような気がしますが、いかがですか。	当局として調達実績が多くないところはありますが、直近であれば大分事務所の移転が令和2年頃にあり、その際の結果を見ても運送業者が入っておらず、落札者も事務機器事業者であった点などを参考にしました。一般

	<p>的なところで運送業者が入ってくるのが妥当かは分かりかねますが、単純なものを運ぶという搬出入の作業だけではないところもあり、パーティションなどの解体、再度の組立てといった作業からも、事務機器事業者を想定するという固定概念があったかもしれません。</p>
<p>過去の調達実績では、予定価格と落札価格の開きはどのぐらいでしたか。</p>	<p>移転の規模が大きく異なるため、単純な比較は難しいところですが、その時の調達では予定価格と落札価格にそれほど大きな開きはありませんでした。</p>
<p>過去の調達実績の単価は、どうでしたか。</p>	<p>すみません。年数も経過しており、人件費単価なども変わっていますので、今回はあまり参考にしていなかったところです。</p>
<p>あまりにも予定価格と落札価格に乖離があると、予定価格の意味がなくなってしまう、予定価格制度の形骸化につながると思います。予定価格については、慎重に過去の実績、あるいは実勢価格等の調査を厳密に行って、参考見積りをあまり鵜呑みにしないほうがよいと思います。今回の入札でも分かる通り、参考見積りを高く設定して、実際の入札では安い金額で応札している業者もいます。難しい問題ですが、予定価格の算出においては、少し実勢価格に近づけた算定をお願いしたいと思っています。</p>	<p>はい、承知しました。</p>
<p>(分科会長の意見) それでは、以上です。ありがとうございました。</p>	

12 都道府県労働局における公共調達監視委員会の活動状況については資料の配付をもって報告を行った。

【問合せ先】

厚生労働省大臣官房会計課会計企画調整室
電話 03-5253-1111 (内7966)